

固定資産管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人かしもむら（以下、「当法人」という）の固定資産管理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、当法人の財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当法人の固定資産管理に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(規格外事項)

第3条 この規程に定めのない事項については、事務局長および理事会において討議し、理事長の決裁を得て指示するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程を改廃する場合には、事務局長の上申にもとづいて理事会の決裁を受けなければならない。

第2章 固定資産の区分

(固定資産の管理区分)

第5条 固定資産は、「減価償却資産」及び「非減価償却資産」に区分する。

(減価償却資産の区分)

第6条 減価償却資産は、次に掲げるものとする。

1. 建物
2. 建物付属設備
3. 構築物
4. 機械及び装置
5. 車輛運搬具
6. 什器備品
7. ソフトウェア
8. 減価償却累計額

(非減価償却資産の区分)

第7条 非減価償却資産は、次に掲げるものとする。

1. 土地
2. 差入保証金
3. 電話加入権

第3章 固定資産の減価償却

(減価償却)

第8条

1. 第6条第1項から第7項までについては、毎会計年度、財務省令で定める耐用年数に基づき、定率法（建物及びソフトウェアは定額法）により減価償却を行うものとし、その整理は間接法（ソフトウェアは直接法）によるものとする。
2. 償却資産の残存価額は、当該資産の取得価額の10分の1（ソフトウェアについてはゼロ）に相当する額とする。
3. 減価償却については、第1項の規程により減価償却を行った場合において、当該資産の残存価額が前項に規定する取得価額の10分の1となった後は、前項の規定にかかわらず、その減価償却費の累計額が当該資産の取得価額の100分の95に相当するまで償却することができる。
4. 会計年度の中途において取得した償却資産については、年間償却額を月割計算した額に、これを取得した日の属する月から会計年度末までの月数を乗じて得た額を、その会計年度における減価償却額とする。
5. 固定資産を補修又は改造したことによりその資産の価額が増加したときは、その補修又は改造に要した価額をその資産の価額に加算するものとする。
6. 前項の場合、その残存価額は当該加算価額の10分の1に相当する額と、第2項の規定による残存価額との合計額とし、毎会計年度の減価償却額は、その資産の要償却額の残額と、前項の規定による加算額の10分の9に相当する額との合計額を、残存耐用年数をもって除して得た額とする。

第4章 契 約

(資産の取得、処分及び契約)

第9条 土地、建物その他重要な資産を取得し、もしくは処分し、又は重要な契約を締結しようとする時は、理事会の決議を経て行うものとする。但し、緊急でやむを得ない場合においては、事後に理事会の承認を得ることができる。

第5章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

第10条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額20万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(取得価額)

第11条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (3) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第12条 固定資産の購入は、会計責任者および理事長の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第13条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

(固定資産の管理)

第14条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記および付保)

第15条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記をし、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第16条 減価償却資産は、毎会計年度、定率法により減価償却を実施するものとする。ただし、建物およびソフトウェアの減価償却は定額法による。

(物品の管理)

第17条 物品として管理しなければならない消耗品・図書・借用品などの管理は、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

付 則

この規程は平成27年1月20日から施行する。